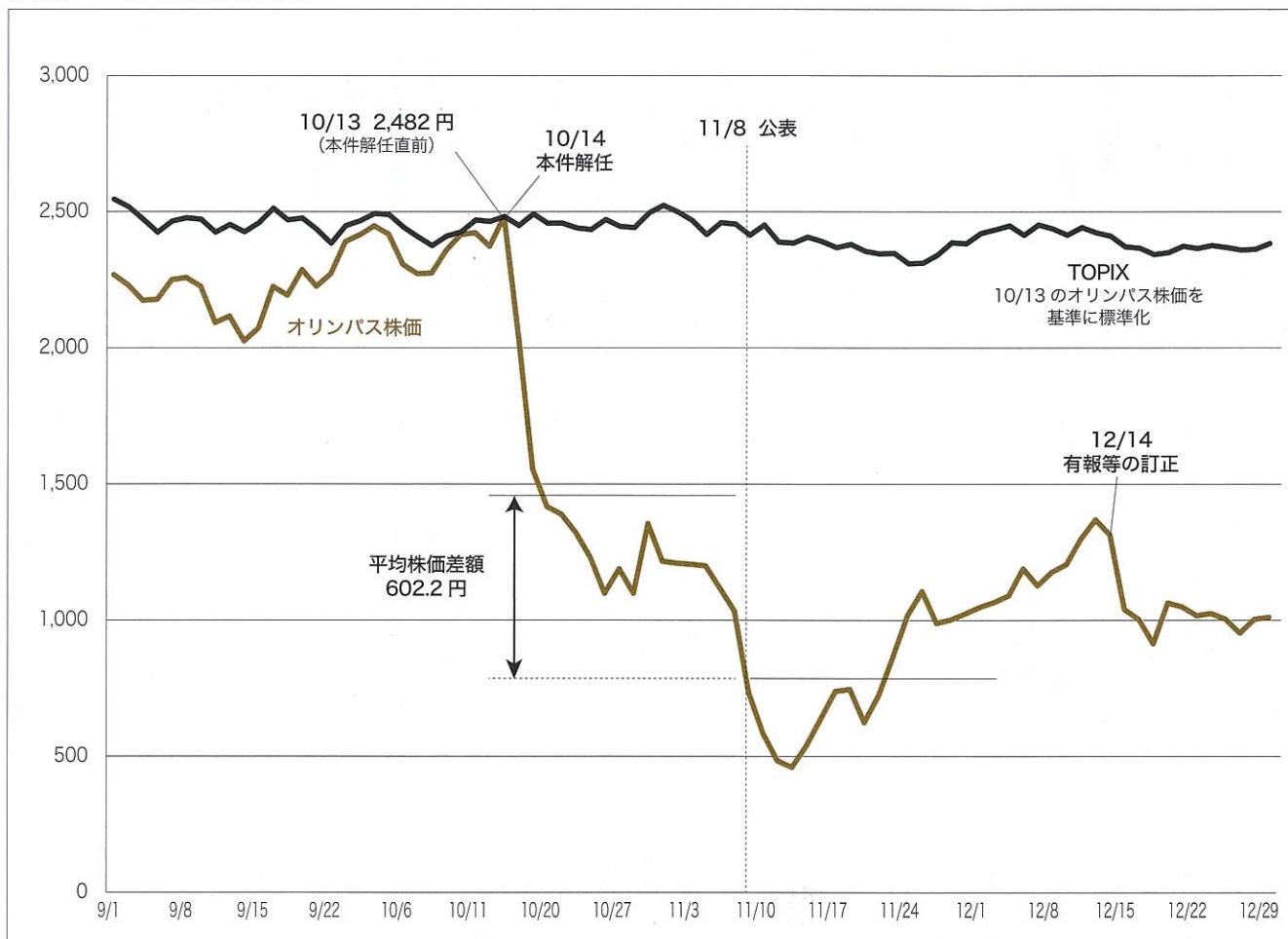


(図表) オリンパス株価の推移



次に、本件解任後の株価下落が損害額に含まれるかどうかが問題となる。この点について、大阪高裁判決は、虚偽記載の発覚を回避するため本件解任に至ったもので、虚偽記載がなければ本件解任もなかつたので、本件解任以降の株価下落は虚偽記載との相当因果関係を有すると判断し、公表直前の終値2,482円と処分額の差額を損害算定の出発点として採用した⁽⁴⁾。

これに対し、東京地裁判決は、虚偽記載が本件解任後の株価下落に一定程度の影響を与えていたことは否定することができないしながら、本件解任を損失先送りの隠蔽行為であるとまでは評価できず、本件解任後の株価下落のすべてが虚偽記載と相当因果関係を有するとは認められないとした。これにより、東京地裁判決は、平均

株価差額602.2円を損害算定の出発点とすることになった。

このように、大阪高裁判決は本件解任後の株価下落(取得額・処分額に応じて原告ごとに異なるが、7,081,748円)、東京地裁判決は公表日を基準とした平均株価差額602.2円を基準としている。そして、両判決とともに、いずれも「相当な損害額」を認定するべきとしたうえで、前記基準額から2割を減額して損害額を算定している。大阪高裁判決は、オリンパスが優良企業と評価され、虚偽記載がオリンパスの「本業での利益水準や業績動向に基づく市場の評価を誤らせるようなものではなかつたこと」を指摘している。そのうえで、本件解任後の株価下落は虚偽記載の規模の大きさに加えて、本件解任が大きく報道されたことによって大きく株価が下落したことから、株価下落にはオリンパスの損害とすべき部分が含まれていると判断した。東京地裁判決は、減額については「本件に頭れた一切の事情を総合考慮し」とのみ理由づけている。

⁽⁴⁾ ただし、取得額が2,482円より低い場合は取得額と処分額の差額。

西武鉄道事件差戻審とオリンパス事件にみる有報虚偽記載に関する損害算定の考え方と留意点(下)

NERAエコノミックコンサルティング
矢野 智彦
田辺総合法律事務所
弁護士
吉峯 耕平
NERAエコノミックコンサルティング
石垣 浩晶

本稿では、上場企業の粉飾決算が発覚した場合における発行会社に対する損害賠償請求と留意点について取り上げる。前回は、損害算定の基本ルールと西武鉄道事件について検討を行った。今回は、もう1つの事例であるオリンパス事件について検討し、まとめとして、平時の心がけ、虚偽記載公表時の留意点、訴訟段階の留意点の観点から、西武鉄道事件とオリンパス事件から得られる教訓を明らかにする。

(1) 事案の概要

オリンパスは、1990年代終わから2000年代にかけて、ファンドを使った損失分離スキームを用いてそれ以前の金融資産運用による巨額損失の先送り(損失飛ばし)を行い(ピーク時でおよそ1,300億円)、さらに平成20年以降、海外M&A関連の損失を利用して損失分離スキームの解消を行っていた。これらのスキームによって、四半期報告書記載の純資産額に、実際の金額と約400億円の乖離が生じていた。平成23年10月14日、当時の代表取締役であったマイケル・ウッドフォード氏が解任され(以下、「本件解任」という)、同氏の海外メディアを通じた情報発信により虚偽記載疑

⁽¹⁾ 判時2275号129頁、金法2031号⁽²⁾ 74頁、金判1499号20頁
⁽³⁾ ただし、有価証券報告書ではなく、四半期報告書の虚偽記載が問題となっている。

感が表面化した。オリンパスは第二回委員会を設置して対応にあたり、同年11月8日、第三者委員会の調査の結果、損失計上の先送りが存在したことを見出しました。そして、同年12月14日、虚偽記載について、過去5年分の有価証券報告書等を訂正しました。

(2) 損害算定の出発点と減額

損害算定との関係で、オリンパス事件の経緯で特徴的なのは、虚偽記載が対外的に公表されるよりも前に、本件解任というイベントが起きており、株価が大きく下落していることである。原告としては、本件解任後の株価下落も含めた形で損害を算定したいが、本件解任時には虚偽記載(損失の先送り)は公表されておらず、本件解任に際しては虚偽記載が対外的に公表されるよりも前に、本件解任といふイベントが起きており、株価が大きく下落していることである。原告としては、本件解任後の株価下落も含めた形で損害を算定したいが、本件解任時には虚偽記載(損失の先送り)は公表されておらず、本件解任に際しては虚偽記載とは異なる形で情報が流通していたことが問題の焦点となる。

まず、いずれの訴訟においても、原告は、取得自体損害を主張した。取得自体損害が認められれば、本件解任後の株価下落も、まずは損害額に含まれることになるが、両判決とも、虚偽記載がなかつたらオリンパス株式を取得しなかつたとまでいえないとして、取得自体損害を否定している。

は、被告側から、経済分析を利用した専門家意見書がそれぞれ2通(両事件でほぼ共通するもの)提出されている。

1通は、虚偽記載の影響を、会計上の純資産額に対する影響として把握し、1株当たり約185円～約489円であるとするものである。

もう1通は、イベント分析を適用するものである。この意見書は、まず、通常のイベント分析の枠組みに従つて、超過変動を算定している(A)市場要因・業界要因と(B)固有要因の切り分け)。ただし、オリンパスの株価が下落していた期間は、市場全体が大きく変動していたということはなく、超過変動と生の株価変動には大きな差はなかったようである。

そこからさらに、オリンパスの固有要因による株価変動を、虚偽記載(および公表)とこれに附随する本件解任等の事情⁽⁵⁾を切り分けるために(B)①虚偽記載以外の固有要因と(B)②虚偽記載の切り分け)、分析者の判断によって、報道件数に基づいて、日次の超過変動を各要因に割りつけて集計するという作業を行つてゐる。本件解任から、加熱する報道等の特異な経緯をたどつて虚偽記載の判明に至つたオリンパス事件は、イベント分析によつて損害を識別する

減額の理由は明示されていないものの、被告の立証が奏功した可能性があるといえよう。

(6) 大阪地判平成27年7月21日金判-476号
16頁

まとめ—訴訟事例から得られる教訓

西武鉄道最高裁判決は、「いわゆる過剰な下落」は損害額に含まれるとした。また、オリンパス事件では、本件解任により反社会的勢力との関係に疑念が生じるなど、無用な混乱が生じ、大きな株価下落に繋がつたことは明らかであろう。このような過大な株価下落は、当時の経営陣が一致して秩序立つて虚偽記載を公表していれば、避けられたであろう。これら的事例をみると、虚偽記載を公表する立場からは、混乱を最小限に抑えるような形で虚偽記載を公示する必要があるが、その可能性が判明したらただちに公表しなければならないというものではない。金融商品取引所や監査法人と協議しながら、第三者委員会の設置を含む適切な事態の収拾策を用意し、虚偽記載公表と同時に開示することは可能である。これにより、市場に無用な混乱を生じさせることを避けることは、適時の開示という枠を踏み外さない限り、すべてのステークホル

門家の経済分析は、事案の特殊性を考慮して、標準的なイベント分析に加えて、応用的な分析に踏み込んだものといえる。

これに対し、大阪高裁判決は、いくつかの問題を指摘したうえで「損害額を検討する1モデル、1資料とばかり得」とするに留めた。また、東京地裁判決は、これらの分析は「虚偽記載等と相当因果関係のある損害額を全て含むとする考え方と、その内容を異にする」としている。

専門家意見書は「損害額を検討する1モデル、1資料とはなり得」とする。専門家意見書は「損害額を検討する1モデル、1資料とはなり得」とする。専門家意見書は「損害額を検討する1モデル、1資料とはなり得」とする。

大阪高裁判決は、前述のとおり、減額した判断や、本件解任後の株価下落の相当因果関係についても、専門家意見書が影響した可能性がある。

しかし、分析が合理的であれば、裁判官の心証には何がしかの影響は与え得るものである。裁判所は、民事訴訟法248条等により「相当な損害額」を認定する裁量を有している。

専門家意見書は「損害額を検討する1モデル、1資料とはなり得」とするが、地裁段階で被告側専門家意見書が提出されず、高裁段階で主張したものとの地裁判決⁽⁶⁾の判断を覆せなかつた事例であることも留意する必要がある。

また、1株当たりの損害額を480円とする東京地裁判決の結論は、会計上の純資産額により1株当たりの損害額を約185～約489円と評価する専門家意見の上限とほぼ符合している。このことからも、

(5) ①本件虚偽記載の開示、②上場廃止リスクの高まりと解消、③自己資本減少と増資・資本構成の可能性の高まり、④銀行との関係緊張など、交渉破裂的可能性の高まり、⑤捜査当局の動き(6)ウッドフォード氏解任への落胆、経営混亂(7)経営陣による私的利用等の背任行為の可能性(反社会的勢力との関係に対する懸念を含む)、(8)平成23年9月中間期の業績悪化の原因を特定し、(1)～(5)が虚偽記載によるものとしている。

<p>石垣 浩晶(いしがき・ひろあき) NERAエコノミックコンサルティング 証券金融／一般商事／独禁／知財／規制産業の紛争／訴訟／規制対応支援／価値／損害額／リスク評価／戦略立案支援を行う実務家経済学者。証券分野では虚偽記載、株式買取請求、インサイダー取引、デリバティブ等に関する鑑定意見書の執筆経験を有する。 立命館大経済学部助教授、公取委企業結合調査官主査を経て、現在NERAエコノミックコンサルティング東京事務所代表／マネジングディレクター。企業法務の経済分析の講演・著作多数。</p>	<p>吉峯 耕平(よしみね・こうへい) 田辺総合法律事務所 弁護士 平成17年第1東京弁護士会登録(修習58期)、東京大学経済学部出身。ライブドア事件、IHI事件などで経済分析の専門家と協同して意見書を裁判所に提出する経験を多く積んでいます。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法研究部会副部長、一般財団法人保安通信協会調査研究会デジタル・フォレンジック分科会委員、国立埼玉病院受託研究(治験)審査委員会・倫理委員会委員。著作として「株式取得価格決定におけるマーケットモデルを用いた回帰分析の具体的な方法論—レックス事件を題材に—」(商事法務2071号28頁、2015、共著)などがある。</p>
---	---

詳解 金融商品取引法 <第4版>

制度論のみならず、多くの行政処分・民刑事・課徴金事件を取り上げながら、体系的かつ網羅的に解説した基本書。平成27年改正法および関係政府令まで織り込んだ最新版。

日野 正晴 著
A5判・1252頁
定価:10,584円(税込)
中央経済社

